

多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定について

このことについて、下記のとおり協定を締結しましたので、お知らせします。

記

- 1 締結日 平成29年3月31日（金）
- 2 締結内容 地震等の災害により、多摩地域の市町村が管理する公共下水道管路施設（下水道管きょ、人孔、公設ます及び取付管）が被災した際、速やかに復旧を図るため、下水道法第15条の2（災害時維持修繕協定の締結）の規定に基づき、東京都下水道局、多摩地域の市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社及び下水道メンテナンス協同組合とで協定を締結した。
- 3 締結先 別紙のとおり



多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙1」という。）、立川市（以下「乙2」という。）、武蔵野市（以下「乙3」という。）、三鷹市（以下「乙4」という。）、青梅市（以下「乙5」という。）、昭島市（以下「乙6」という。）、調布市（以下「乙7」という。）、町田市（以下「乙8」という。）、小金井市（以下「乙9」という。）、小平市（以下「乙10」という。）、日野市（以下「乙11」という。）、東村山市（以下「乙12」という。）、国分寺市（以下「乙13」という。）、国立市（以下「乙14」という。）、福生市（以下「乙15」という。）、狛江市（以下「乙16」という。）、東大和市（以下「乙17」という。）、清瀬市（以下「乙18」という。）、東久留米市（以下「乙19」という。）、武蔵村山市（以下「乙20」という。）、多摩市（以下「乙21」という。）、稲城市（以下「乙22」という。）、羽村市（以下「乙23」という。）、あきる野市（以下「乙24」という。）、西東京市（以下「乙25」という。）、瑞穂町（以下「乙26」という。）、日の出町（以下「乙27」という。）、檜原村（以下「乙28」という。）、奥多摩町（以下「乙29」という。）（以下「乙1」から「乙29」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）とは、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

- 第1条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。
- 2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

- 第2条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む）、人孔（マンホールポンプを含む）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

- 第3条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。
- 2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

- 第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。
- 2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務
(支援要請の方法)

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うにあたり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

5 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容(支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員)について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者(以下「指揮者」という。)が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙29までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定め違反した場合においては、甲、乙1から乙29まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

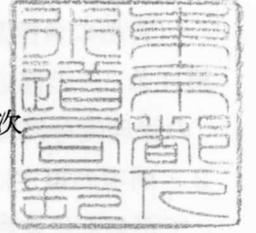
(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙1から乙29まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書32通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 31 日

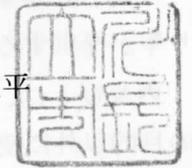
甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都公営企業管理者 下水道局長 石原 清次



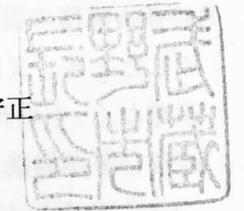
乙 1 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市長 石森 孝志



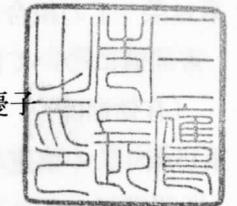
乙 2 東京都立川市泉町 1156 番地の 9
立川市長 清水 庄平



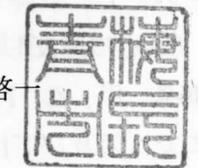
乙 3 東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号
武蔵野市長 邑上 守正



乙 4 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市長 清原 慶子



乙 5 東京都青梅市東青梅一丁目 11 番 1 号
青梅市長 浜中 啓



乙 6 東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長 白井 伸介



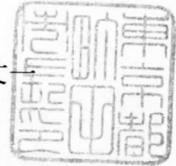
乙7 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市長

長友 貴樹



乙8 東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市長

石阪 丈



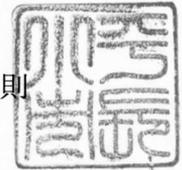
乙9 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長

西岡 真一郎



乙10 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長

小林 正則



乙11 東京都日野市神明一丁目 12 番 1 号
日野市長

大坪 冬彦



乙12 東京都東村山市本町一丁目 2 番 3 号
東村山市長

渡部 尚



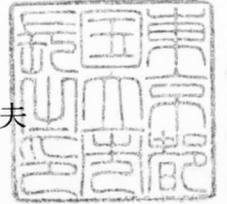
乙13 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番 1 号
国分寺市長

井澤 邦夫



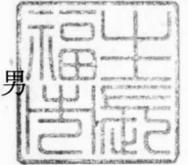
乙 14 東京都国立市富士見台二丁目 47 番 1 号
国立市長

永見 理夫



乙 15 東京都福生市本町 5 番地
福生市長

加藤 育男



乙 16 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市市長

高橋 都彦



乙 17 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長

尾崎 保夫



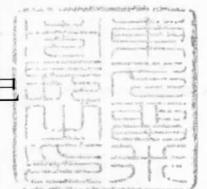
乙 18 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長

渋谷 金太郎



乙 19 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長

並木 克巳



乙 20 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市市長

藤野 勝



乙 21 東京都多摩市関戸六丁目 12 番 1 号
多摩市長

阿部 裕行



乙 22 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長

高橋 勝浩



乙 23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番 1 号
羽村市長

並木 心



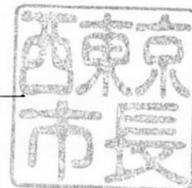
乙 24 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長

澤井 敏和



乙 25 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長

丸山 浩



乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長

石塚 幸右衛門



乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長

橋本 聖二



乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地の 1
檜原村長

坂本 義次



乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地の 6

奥多摩町長 河村 文夫



丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号

公益財団法人 東京都都市づくり公社

理事長 大原 正行



丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号

下水道メンテナンス協同組合 代表理事 前田 正博

